

議案第 4 2 号	三田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例並びに三田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
介護保険課	指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス事業等に関する人員等の基準を改めるに当たり、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】 指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>【改正内容】 (1) 介護保険法の改正に伴う引用条項の移動 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年 6 月 25 日法律第 83 号）により介護保険法が改正され、当該条例における引用条項の「項ずれ」が生じたことに伴う所要の規定の整備</p> <p>(2) 認知症対応型通所介護（介護予防を含む。） 指定認知症対応型通所介護事業者の地域との連携について、知見者・利用者・利用者の家族、地域住民の代表者・市町村の職員又は地域包括支援センターの職員等により構成される運営推進会議を設置し、概ね 6 月に 1 回以上、運営推進会議で活動状況の報告や評価、助言等を受け機会を設けること等を追加</p> <p>【施行期日】 平成 28 年 4 月 1 日</p>